平成２７年（フ）第６１６８号
東京都稲城市東長沼2114―８―101
債務者　山本　法義
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１６９号
東京都江戸川区北小岩２丁目３―13―103
債務者　齋藤　　洋
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１７２号
東京都新宿区北新宿３丁目５―13―202
債務者　濱松　　宏
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４１号
岡山県備前市穂浪2277番地12
債務者　岸本ちず子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４９号
岡山市北区京橋町９番23号アドラシオン京橋Ｂ―１
債務者　久本佐與子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７０号
岡山市東区瀬戸町万富979番地５
債務者　坂井　弥生（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９２号
横浜市神奈川区子安通３丁目301番地　スプリングハイツ202号
債務者　西明　貴寛
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３００号
静岡市駿河区高松２丁目４番２号　サイレントガーデンＢ202、旧住所山梨県笛吹市石和町中川1045番地　ひまわりアパートＢ―５
債務者　小山　　司
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―５―216
債務者　森岡　　透
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２５１号
静岡県浜松市中区幸１丁目11番15号　ポイント幸401
債務者　伊藤　　篤
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
静岡県浜松市東区市野町450番地の１　メゾンウエストサイド101
債務者　竹内　恒夫
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
静岡県藤枝市岡部町三輪1352番地の５
債務者　大橋　徹也
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１号
熊本県山鹿市熊入町120番地７
債務者　野中　直人
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第６１５３号
東京都狛江市西和泉１丁目３―105
債務者　唐澤　強志
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部